

北海道公立高校生等奨学給付金支給要綱

(平成 26 年 8 月 22 日教育長決定)

(平成 27 年 7 月 28 日一部改正)

(平成 28 年 6 月 28 日一部改正)

(平成 29 年 6 月 30 日一部改正)

(平成 30 年 7 月 5 日一部改正)

(令和 元年 6 月 28 日一部改正)

(令和 2 年 6 月 19 日一部改正)

(令和 2 年 7 月 27 日一部改正)

(令和 3 年 3 月 4 日一部改正)

(令和 3 年 6 月 18 日一部改正)

(令和 4 年 6 月 10 日一部改正)

(令和 5 年 6 月 26 日一部改正)

(通則)

第 1 条 北海道公立高校生等奨学給付金（以下「給付金」という。）の支給については、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け文部科学大臣決定）、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 文科初第 1455 号）、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和 2 年 4 月 1 日付け文部科学大臣決定）、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて（令和 2 年 4 月 7 日付け 2 文科初第 56 号）の規定によるほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において支給する。

(目的)

第 2 条 この給付金は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する高等学校等（私立学校及び特別支援学校の高等部を除く。以下「高等学校等」という。）並びに高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科（私立学校を除く。以下「高等学校等専攻科」という。）に在学する生徒のうち、法第 3 条第 1 項に規定する受給権者、同受給資格を有する者、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しの支援）交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け文部科学大臣決定。以下「学び直し支援金交付要綱」という。）第 3 条及び高等学校等就学支援事業補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和 2 年 4 月 1 日付け文部科学大臣決定。以下「専攻科支援金交付要綱」という。）第 3 条に規定する補助の対象者と認められる者（以下「高校生等」という。）がいる道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費を対象として支給することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(給付対象者)

第 3 条 この給付金の給付の対象となる者は、高等学校等に在学する高校生等のいる法第 3 条第 2 項第 3 号、同法施行令（平成 22 年政令第 112 号）第 1 条第 1 項及び同法施行規則（平成 22 年文部科学省令第 13 号）第 2 条第 2 項に規定する保護者等（以下「保護者等」とい

う。)及び専攻科支援金交付要綱第3条第1項第4号に規定する生計維持者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、(4)については高等学校等専攻科を除く。

- (1) 北海道内に住所を有すること。
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯又は保護者等(高等学校等専攻科にあつては「生計維持者」と読み替えるものとする。以下同じ。)全員の当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に属する者。
- (3) 次のいずれかの基準日に高校生等が高等学校等及び高等学校等専攻科に在学していること。
 - ア 4月入学者については7月1日
 - イ 秋入学など7月以降に入学することが定められている者については入学日の翌月の初日
 - ウ 上記の基準日に休学者であつて、当該年度の12月末日までに復学した場合は、復学した日
- (4) 平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年又は第1年次へ入学(中等教育学校の第4学年への進級を含む。)した高校生等(単位制の高等学校等においては、学校において修得単位数により補助対象となる学年相当と判断された高校生等を含む。)の保護者等であること。ただし、平成26年4月1日前から引き続き高等学校等に在学する高校生等の保護者等を除く。

(給付の対象から除外する場合)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、給付の対象から除外する。

- (1) 高校生等が、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知)による措置費等の支弁対象となる者(母子生活支援施設に入所する高校生等を除く。)であつて、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合
- (2) 高校生等が、給付金の給付申請年度全ての期間を休学する予定である場合
- (3) 保護者等又は高校生等が、この給付金とその目的を同じくする北海道が実施する給付金の給付を受けている場合
- (4) 海外赴任等で保護者等の全員又は一部の者の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できない場合

(給付金額)

第5条 給付金の支給額は、生徒等の世帯区分及び在学する高等学校等の課程に応じ、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯に扶養されている高校生等(高等学校等専攻科に在学するものを除く。)については、年額32,300円とする。
- (2) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯(前号に該当する世帯は除く。)に扶養されている高校生等については、次のとおりとする。
 - ア 通信制の高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等については、年額50,500円とする。
 - イ ウに該当する高校生等以外の通信制以外の高等学校等に在学する高校生等について

は、年額 117,100 円とする。

ウ 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で 2 人目以降の通信制以外の高等学校等に在学する高校生等、当該世帯に扶養されている高校生等以外に 15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に在学する高校生等及び当該世帯に扶養されている通信制の高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等を含む複数の高校生等がいる世帯の通信制以外の高等学校等に在学する高校生等については、年額 143,700 円とする。

（給付金の受給申請）

第 6 条 給付金の給付を受けようとする保護者等（以下「申請者」という。）は、北海道公立高校生等奨学給付金受給申請書（様式第 1 - 1 号。高等学校等専攻科に在学する高校生等にあつては様式 1 - 2 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付の上、高校生等が在学する学校の校長（道内市町村立学校にあつては校長及び学校設置者。）を経由して、北海道教育委員会教育長（道立学校にあつては、学校の住所地を管轄する教育局長）あてに提出しなければならない。

（1）生活保護受給世帯

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式第 2 号）又は生業扶助の措置状況が確認できる生活保護受給証明書

（2）生活保護受給世帯以外の世帯

ア 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税であることがわかる書類又は個人番号が確認できる書類

イ 高校生等以外に 15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいることが確認できる書類（兄弟姉妹の健康保険証等の写し等）

（支給の決定）

第 7 条 北海道教育委員会教育長及び教育局長（以下「教育長等」という。）は、申請書等受理後、速やかに審査を行い、給付金の支給が適当と認めるときは、支給の決定と給付金の額について申請者に通知するものとする。

また、審査の結果、給付金の支給の対象者ではないと認めるときは、申請者に通知するものとする。

（支給の条件）

第 8 条 この給付金の支給決定には、次の条件を付すものとする。

虚偽の申請その他不正な行為があった場合は、この給付金の給付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に給付された給付金があるときは、その返還を命ずることがある。

（支給の方法等）

第 9 条 給付の回数は、一人の高校生等につき年 1 回、通算 3 回（定時制、通信制の高等学校に在学する高校生等は 4 回。高等学校等専攻科に在学する生徒は 2 回（高等学校等専攻科の定める修業年限が 1 年の場合は 1 回））を上限とする。ただし、学び直し支援金交付要綱に基づき実施される学び直しの支援を受ける場合は、この限りではない。

2 給付金は原則として、口座振込申出書（様式第 3 号）で指定された申請者の預金口座等へ振り込むものとする。ただし、給付金の支給を受けようとする保護者等は、授業料以外

の教育に必要な経費と相殺するため給付金の受領を校長に委任することができるものとする。

- 3 この給付金は、基準日の状況で確認を行い、その後の世帯状況の変化、高校生等の休学及び退学等の事由が発生した場合においても追給及び返還（第10条の場合を除く。）は行わないものとする。

（支給の決定の取消等）

第10条 教育長等は、申請に虚偽があったことが判明したときは、第7条に規定する支給の決定を取り消し、又は変更するものとする。

- 2 教育長等は、前項の取り消し、又は変更を行った場合において、既に給付金が支給されているときは、期限を定めて、支給した給付金のうち当該取り消し又は変更に係る部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。

（個人情報の取扱い等）

第11条 教育長等及び校長は、事務処理に際し、個人情報の取扱いに十分留意しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、北海道教育庁学校教育局道立学校配置・制度担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は平成26年8月22日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成27年7月28日から施行し、平成27年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成28年6月28日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成29年6月30日から施行し、平成29年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成30年7月5日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和元年6月28日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和2年6月19日から施行し、令和2年6月19日から適用する。

附 則

この要綱は令和2年7月27日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

附 則

（令和3年3月31日までの間における上乗せ支給に関する特例）

- 1 令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間において第7条で支給の決定を受けた次の表の左欄に掲げる高校生等がいる保護者等については、第5条に規定する支給額に、同表右欄に掲げる金額を上乗せして支給する。

第5条第1項第2号ア及びウ	12,000円
---------------	---------

第5条第1校第2号イ	26,100円
------------	---------

2 この要綱は令和3年3月4日から施行し、令和3年3月4日から適用する。

附 則

この要綱は令和3年6月18日から施行し、令和3年7月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は令和4年6月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

2 令和3年度以前に高等学校等専攻科に入学した生徒については、令和4年度の給付金の支給において、第3条第1項中「生計維持者」とあるのは、「令和4年4月1日改正前の規定による保護者等」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は令和5年6月26日から施行し、令和5年7月1日から適用する。